

令和4年4月11日

▼タイトル

新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針の改訂について

▼概 要

第33回高島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を4月8日（金）に開催し、当面の対処方針を見直しましたのでお知らせします。

詳しくは、別添の対処方針にてご確認ください。

▼問い合わせ先

○所 属：政策部 危機管理局防災課

○電話番号：0740（25）8133

○ファックス：0740（25）8551

新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針

令和2年5月15日（令和4年4月11日変更）

高島市新型コロナウイルス感染症対策本部

国内においては、令和4年1月以降、オミクロン株の市中感染が急拡大し、2月4日には、1日当たりの新規感染者数が初めて10万人を超えた。そうした状況の中、同年1月9日に広島・山口・沖縄の3県に適用された「まん延防止等重点措置」は、2月9日には全国36都道府県に拡大される状況となった。

その後、3月21日をもって全ての都道府県で「まん延防止等重点措置」が解除されたが、引き続き、感染再拡大防止のための対策を行う必要がある。

一方、滋賀県では3月28日に新型コロナウイルス感染症対策本部員会議が開催され、当面の間は「感染再拡大警戒期間（レベル2）」を引き続き維持することとされた。

本市においては、令和4年1月からの新規感染者が1,284人と、これまでの市内感染者の8割を占める急激な感染拡大となった。その後は減少傾向にあるものの、オミクロン株に代わる新たな系統（BA.2系統）への置き換わりにより、再拡大につながる可能性も懸念されることから、今後も国・県の動向を注視しつつ感染拡大防止と社会経済活動の回復を図るため、当面の対処方針を以下のとおり定めることとする。

1. ワクチン接種および医療提供体制等について

（1）ワクチン接種の推進

新型コロナウイルスワクチン接種を迅速かつ円滑に進めるため、新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）については、医療機関での個別接種、市が実施する集団接種により接種体制を整えている。

4回目接種については、6月頃を目途に準備をすすめており、引き続き、スムーズな接種が可能となるよう、市内医療機関と連携し体制を整える。

1) 3回目接種

追加接種（3回目接種）に必要なワクチン数が確保できていることから、個別接種と集団接種を引き続き行う。

①個別接種

ア. 接種医療機関：市内の27の医療機関

イ. ワクチン：ファイザー社ワクチン

- ※小児（5～11歳）の方への接種については、市内6医療機関での接種が可能。
使用するワクチンはファイザー社の小児用ワクチン。
- ※12～17歳の方への追加接種（3回目接種）については、4月中旬から対象者
へ接種券を送付。使用するワクチンはファイザー社ワクチンのみ。
- ※18～29歳までの男性は、武田モデルナ社のワクチンより、ファイザー社の
ワクチンの方が、心筋炎・心膜炎が疑われた報告の頻度が低い傾向がみられる
ことから、1・2回目に武田モデルナ社のワクチンを接種した方も、ファイザ
ー社のワクチンの選択が可能。

②集団接種

3回目接種は、集団接種を5月までを目途に実施し、4回目接種については接種
対象等が明確になり次第、必要に応じて実施する。

ア. 土曜日、日曜日に実施

イ. ワクチン：武田モデルナ社ワクチン

ウ. 予約：①コールセンター（月～金曜日の9：00～17：00）

①Web（24時間）

2）現在までの接種率について（12歳以上） ※令和4年4月11日現在

1回目接種率：90.8%

2回目接種率：90.3%

3回目接種率：54.8%

（2）市内の医療提供体制について

安定した診療・検査体制を確保するため、発熱などの症状がある場合には、まずはかかりつけ医や近くの診療所に電話で相談し、指定する方法により受診する。

高島市民病院では、第2種感染症指定医療機関として新型コロナウイルス感染症患者の方の受け入れのため専用病床を確保し、県のコントロールセンターの要請により受け入れを行い必要な治療を行うほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、発熱外来を継続し、院内での迅速検査が可能な抗原定量検査およびPCR検査の実施により診療、検査体制の充実を図る。

また、院内感染防止のため、病院玄関でのトリアージの他、入院・手術予定患者への院内での抗原定量検査やPCR検査を継続して行い、安定した医療体制を確保する。

（3）自宅療養者に対する支援

新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者であって、自宅療養を余儀なくされる方については、保健所と連携し、その期間中必要となる食料配送やゴミ出し等の生活支援

を行う。

(4) 新型コロナウイルス感染症の相談や受診について

受診や相談体制について、少しでも症状がある場合は早めの受診を促すとともに「息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合」や、「基礎疾患（持病）をお持ちの方で病状に変化があった場合等」は、まずは、かかりつけ医など地域の身近な医療機関に電話等で相談を行い、かかりつけ医などにおいては診療可能な医療機関を案内する。

また、症状はないが新型コロナウイルス感染症が心配な方などからの一般的な相談は「一般電話相談窓口」（077-528-3637）を案内するとともに、その他の健康相談については、市役所健康推進課（0740-25-8110）で対応する。

2. 感染防止対策について

(1) 基本的な感染対策の徹底

- ・ 感染対策の徹底（手洗い、マスクの着用、密の回避など）
- ・ 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出は控える。
- ・ 会食時にはマスク会食など感染リスクを下げる工夫を行う。
- ・ 家庭内でも、咳エチケット、常時換気と加湿、取手・ノブなどの共用部分の消毒を
実践する。特に風邪などの症状がある場合は、食事の時間をずらす・部屋を分ける・
同室ではマスク着用を行う。
- ・ 家族以外の方と接する場面では、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意する。
- ・ 発熱等の症状がある場合は、自宅で休養
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、新型コロナウイルス
接触確認アプリ（COCOA）を積極的に活用する。

(2) 小中学校における対策

文部科学省・県教育委員会が示すガイドラインおよび、高島市版「新しい生活様式」
を踏まえた学校の取り組み『～学校における新型コロナウイルス感染症対策～』に基づ
き、感染予防対策を講じる。

1) 小中学校における感染症対策について

1学期の開始にあたり、以下のとおり感染リスクの高い教育活動を当面の間、中
止するとともに、保護者に対し感染防止対策の呼びかけを行う。

① 飛沫感染の可能性が高い学習活動の中止

ア. 保健体育科における密集し、組み合ったり、接触したりする運動

- イ. 音楽科における合唱やリコーダー等の演奏、家庭科における調理実習
- ② 感染防止対策に対する保護者への協力の呼びかけ
 - ア. 家族ぐるみの検温などの健康管理、児童生徒本人や同居家族に風邪等の症状がある等、感染が心配される場合の登校自粛を依頼。

2) 学校行事および校外活動について

- ① 全校的な学校行事（運動会、体育祭、文化祭等）は、感染症対策を講じ、感染状況を踏まえて、実施、延期、内容の見直し等、学校が判断をする。
- ② 校外活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）は、感染症対策を講じ、実施時期の感染状況ならびに訪問地の感染状況を踏まえて、実施、延期、内容の見直し等、学校と教育委員会が相談の上、判断をする。

3) その他

- ① 児童生徒や教職員に感染が確認された場合は、学校内での感染リスク等を踏まえて、臨時休業等の措置を講じる。

(3) 保育園・幼稚園・認定こども園、学童保育等における対策

厚生労働省・文部科学省・県健康医療福祉部が示すガイドラインおよび、市内小中学校における感染症対策に準じ、園児ができうる工夫と行動について十分留意した上で引き続き感染症対策を講じる。

私立こども園や学童保育所等についても公立こども園等に準じた対応とする。

3. 濃厚接触者の特定等について

- ・ 滋賀県では令和4年3月28日より、濃厚接触者の特定・行動制限待機期間および積極的疫学調査の方針が見直され、濃厚接触者の特定は同一世帯・医療機関および福祉施設等に限定されることになりました。

なお、こども園や小中学校、事業所等で感染者が発生した場合は、それぞれの責任者により対応することとされたところです。

詳しくは高島保健所（22-2525）へお問い合わせいただくか、滋賀県コロナウイルス対策ホームページを確認してください。

※滋賀県ホームページアドレス

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuzi/324452.html>

- ・ 市内の認定こども園・小学校・中学校においては濃厚接触者の特定がされなくなったことを受け、今後の対応については次の通りとする。

- 1) 感染者ならびに濃厚接触者（家庭内感染による）は出席停止とする。
- 2) 施設内での感染の可能性がある場合は3日間程度の学級閉鎖を基本とし、必要

に応じて学級閉鎖、休業等の措置を講じる。

3) 感染拡大、クラスターの可能性がある場合については、状況に応じて休業期間の延長等の措置を講じる。また、クラスターと認定された場合は、保健所の指示、助言により措置を講じる。

4) 上記の判断については、園・学校等の関係機関が協議の上、判断する。

4. 公共施設等について

市が所管する公共施設については、国等が定めるガイドラインに基づき策定した、「感染症対策マニュアル」を遵守し適切な感染症対策を行う。

公共施設の利用者および管理者においては消毒を徹底するとともに、施設利用者に対しても、マスクの着用などの基本的な感染症対策の実施の他、各施設のマニュアルに応じた対策に協力を求める。

5. 市が主催する会議やイベント等について

会議やイベント等の開催については、3密の回避など基本的な感染症防止対策が確保できるよう次のとおり対応する。

(1) イベントや会議の開催における対策（当面の間）

収容率の目安	
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの (講演・式典・展示会等)	大声での歓声・声援等が想定されるもの (音楽イベント・スポーツイベント等)
収容率 100%以内 席がない場合は適切な間隔を確保 (最低限人と人とが接触しない程度の距離を確保)	収容率 50%以内 席がない場合は人と人との身体的距離を 1 m 以上確保

- ・マスクの着用やこまめな換気を義務づけ、会場には消毒液等を設置する。
- ・会議時間の短縮やリモート会議等の活用により接触機会を少なくする。
- ・上記のほか、万全な感染予防対策を講じるとともに、十分な感染症対策を講じることができない場合には開催の中止や延期を検討する。

(2) 自治会や各種団体等が行う会議やイベントにおける対策

市内の各種団体等が主催する会議やイベントは、市の方針に準じて主催者において適切に対応いただくよう要請する。

6. 人権への配慮、社会課題への対応

- ・医療・福祉関係者、患者関係者などへの言われなき風評被害を防止するとともに、感染症に対する憶測やデマに惑わされない冷静な対処と人権尊重について啓発する。
- ・感染症に対して過剰に心配することなく、公的機関等が発信する正確な情報に基づき冷静な行動を要請する。

7. 災害時の避難行動について

災害時の避難所における感染防止を徹底するため、以下の避難行動を推進する。

- ・避難所における「三つの密」を回避するため、在宅避難、縁故避難、避難所への避難等、安全な場所への分散避難を啓発する。
- ・広域避難所では、避難所指定職員が中心となり、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルに基づき運営を行う。

以上